

第二期中期計画策定に関する考え方について

公立大学法人の中期目標は、大学の理念や長期的な目標を実現するための一つのステップとして、6年間で達成すべき目標としている。また、中期計画はこの中期目標を達成するための具体的な計画であり、中期目標の達成状況を把握する際の要素となるものである。

こうした中期目標及び中期計画の性格に鑑み、以下の考え方を踏まえ、第二期中期計画を策定するものである。

- 1 第二期中期目標において、県が法人に求めている重点事項や第一期の取組の必要な見直しについて以下のとおり取り組む。
 - ア 青森県の地域課題の解決への貢献
 - (ア) 県民の「命と暮らしを守る」社会の実現に向け、保健、医療及び福祉の中核的役割を果たす人材の育成
 - (イ) 保健、医療及び福祉に係る地域課題の解決に向け、教育研究活動の推進、研究成果の発信等
 - イ 第一期中期目標における課題や未達成の取組への的確な対応
 - (ア) 社会情勢等に合致した大学院のあり方の検討及び大学院生の実践的研究能力の育成・研究発表の促進による教育研究活動の充実強化
 - (イ) 県内就職を促進するため、県と法人との連携による就職支援体制の強化
 - (ウ) 中期計画及び年度計画を着実に実施するため、理事長を中心とした役員によるマネジメント体制等の強化
- 2 中期目標と中期計画の全体の整合性を図るとともに、県民に対し説明責任を果たすのに相応しい内容、表現とする。
- 3 達成状況（ゴール）及び具体的な取組内容（プロセス）について、国立大学法人等の事例も参考にしながら、定量的な目標設定が可能なものについては、その達成時期や達成水準に関する数値目標を設定し、また、定性的な記述にならざるを得ない場合であっても、できる限り明快な表現とする。
- 4 中期計画の実施に係る6年間の具体的スケジュールについては、中期計画期間中の進捗を表す参考資料として整理する。なお、状況変化に対応し中期計画の実効性を確保するため、随時見直していくこととする。